（主務大臣等）

第十八条　この法律における主務大臣は、事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣等とする。

一　第四条に規定する指導又は助言及び第五条に規定する措置の求めに関する事項　特定事業者の事業を所管する大臣等

二　第十五条第一項に規定する報告の命令及び検査に関する事項（特定事業者に対するものに限る。）　特定事業者の事業を所管する大臣等

三　第十五条第一項に規定する報告の命令及び検査に関する事項（特定供給事業者に対するものに限る。）　特定供給事業者の事業を所管する大臣等

2　この法律による主務大臣の権限であって、前項の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）は、金融庁長官に委任する。

3　内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（都道府県が処理する事務）

第十九条　この法律による主務大臣の権限及び前条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他の都道府県の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十条　この法律による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第十八条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章　罰則

第二十一条　第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日前の政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第三項及び附則第三条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　前項に規定する日までにした第三条又は第八条の規定に違反する行為については、第四条から第七条まで（これらの規定を第九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十五条から第二十条までの規定は、同項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

3　第一項に規定する日までにした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同日後にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

4　前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項の前に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十三号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の二を次のように改める。

第七条の三の二　削除

第七条の四中「、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十三条第二十七項」を「並びに第五十二条第一項の表の第一号」に改める。

第七条の四の二第一項第一号を削り、同項第二号中「国債を除く。」を削り、「次項第二号」を「次項第一号」に改め、「の利子」の下に「（租税特別措置法第三条第一項に規定する不適用利子並びに同項第一号及び第四号に掲げる利子を除く。次項第一号において同じ。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第四号の二並びに次項第二号の二及び第二号の二」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第四号の二を同項第四号とし、同項第五号中「の収益の分配」の下に「（次項第二号の三に掲げる収益の分配を除く。）」を加え、同項第六号中「の収益の分配」の下に「（租税特別措置法第三条第一項第二号に掲げる収益の分配を除く。次項第三号において同じ。）」を加え、「次号及び第十二号並びに次項第三号、第四号」を「第十号並びに次項第三号」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号中「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する金融機関を含む。以下この号において同じ。）（次項第八号において「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十三号を同項第十一号とし、同項第十四号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号を第十三号とし、同項第十六号を削り、第十七号を第十四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号イ中「直近上位機関」を「同法第二条第六項に規定する直近上位機関